イ　㋐から㋖までの各収益事業に係る資産の不報告

被請求団体は、第80回報告書までは、「出家会員が会員を対象として営む事業体」として、㋐から㋖までの各収益事業（これらの前身を含む。）を記載するなどした上で、「６　団体の資産及び負債」、「(3)その他」、「①現金　出家会員が会員を対象として営む事業体の所有する現金の現在額は以下のとおりである。」などとして、現金額を記載するとともに、「②預貯金　出家会員が会員を対象として営む事業体の所有する預貯金は以下のとおりである。」などとして、複数の預貯金口座について預貯金の種類等を記載していたが、本件各報告書にはこれらを記載していない。

しかし、前記(5)イ記載のとおり、被請求団体は、本件報告対象期間中も継続して、㋐から㋖までの各収益事業を営んでいたと認められる以上、㋐から㋖までの各収益事業に係る資産は、被請求団体が実質的に管理・利用できるものであるから、被請求団体の資産として要報告事項に該当すると認められる（このことは、被請求団体自身が、第80回報告書まで、継続的に各収益事業に係る現預貯金を報告し続けており、かつ、証拠上、第80回報告書提出後、各収益事業に係る資産の管理状況等に変化が生じたというような事情がうかがわれないことからも、裏付けられている。）。

そして、被請求団体の活動の用に供されている各施設に対する立入検査において確認された㋐から㋖までの各収益事業に係る出納記録によれば、これら各収益事業名義の資産総額が令和７年10月末時点で少なくとも約４億7000万円、令和８年１月末時点で少なくとも約４億3300万円であったことなどの事実関係に照らせば、本件報告対象期間中、㋐から㋖までの各収益事業に係る資産が皆無であったなどとは考えられず、㋐から㋖までの各収益事業に係る現金及び預貯金等の資産が存在していたことは明らかといえる。

したがって、被請求団体は、報告すべき㋐から㋖までの各収益事業に係る資産について報告しなかったと認められる。

(7)　小括

以上のとおり、被請求団体は、本件各報告において、①役職員及び構成員である松本の二男及び松本の妻の氏名、住所及び役職名、②20歳未満の構成員の氏名及び住所、③在家構成員の氏名及び住所並びに④出家構成員の位階を報告せず（前記(2)及び(3)）、⑤新越谷施設、⑥水口施設及び⑦北越谷施設の一部の所在、地積（規模）及び用途を報告せず（前記(4)）、⑧㋐から㋖までの各収益事業の種類及び概要等、⑨本件10口座に係る預貯金の種類等並びに⑩㋐から㋖までの各収益事業に係る資産を報告しなかった（前記(5)及び(6)）と認められる（以下、これらの不報告を「本件一部不報告」と総称する。）。

3　被請求団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められること

(1)　法第８条第１項柱書き後段は、観察処分を受けている団体について、法第５条第３項の規定による報告がされなかったなどの場合であって、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときに、無差別大量殺人行為の再発を防止するため、当該団体の一定の活動を一時的に停止させる処分を行うことができることとしたものと解される。

そして、前記の「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難である」とは、観察処分を受けている団体について、無差別大量殺人行為という観点から見た場合における危険な要素（人的要素、物的要素、資金的要素）の質的・量的程度を把握することが困難であることをいうものと解される（以下、「無差別大量殺人行為という観点から見た場合における危険な要素」を単に「危険な要素」という。）。

その上で、危険な要素の質的・量的程度の把握が困難になっているか否かは、㋐不報告部分の具体的内容のほか、㋑不報告の程度（期間の長短、範囲の広狭など）、㋒「報告書」の他の記載事項や過去の「報告書」の記載事項に基づく把握可能性の有無、㋓任意調査及び立入検査による把握の可能性・容易性・迅速性などの事情を総合考慮して判断すべきと解される。

(2)　㋐不報告部分の具体的内容について

ア　法は、人的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握のため、団体の役職員の氏名、住所及び役職名並びに構成員の氏名及び住所の報告を義務付け（法第５条第２項第１号及び第３項第１号）、物的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握のため、団体の活動の用に供されている土地又は建物の所在、地積（規模）及び用途の報告を義務付け（同条第２項第２号及び第３号並びに第３項第２号及び第３号）、資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握のため、団体の資産及び負債の報告を義務付けた（同条第２項第４号及び第３項第４号）ものと解される。

また、当委員会は、第８回期間更新決定において、同条第３項第６号に基づき、本件観察処分対象団体について、人的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握のため、出家構成員の位階の報告を義務付け、資金的要素に係る危険な要素の質的・量的程度の把握のため、本件観察処分対象団体の営む収益事業の種類及び概要等の報告を義務付けたものである。

そして、以下のとおり、本件一部不報告の具体的内容は、危険な要素（人的要素、物的要素、資金的要素）の質的・量的程度の把握を困難にするものと認められる。

イ　すなわち、人的要素に係る危険な要素の質的・量的程度を把握するには、団体の財産的基盤を支え、かつ、団体の活動の主体となる役職員及び構成員の全容を把握することが重要である。とりわけ、当該団体の役職員及び構成員の中に無差別大量殺人行為に関連する属性を有している者がいる場合には無差別大量殺人行為に及ぶ危険に直結するから、そのような者がいるかどうかを把握する必要性が大きい。そして、そのためには、当該団体の全役職員及び全構成員を特定する必要があるが、役職員及び構成員である松本の二男及び松本の妻の氏名、住所及び役職名並びに20歳未満の構成員及び在家構成員の氏名及び住所の不報告により、全役職員及び全構成員を特定することができず、役職員及び構成員の全容を把握することができない。

とりわけ、松本は、無差別大量殺人行為である、いわゆる「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」の首謀者であり、被請求団体においては、松本を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的に、「尊師」である同人を頂点とした上命下服の位階制度を組織運営の根本として保持しており、松本の息子である松本の二男及び松本の配偶者であった松本の妻が被請求団体に所属しているのかどうか、被請求団体においていかなる地位や役割にあるのかといった活動実態を把握することは、被請求団体が無差別大量殺人行為に及ぶ危険性を把握するに当たり、極めて重要である。そして、少なくとも松本の二男が新越谷施設を拠点として被請求団体において活動を始めたと認めることができる平成26年頃以降、松本の二男及び松本の妻が被請求団体に役職員及び構成員として所属していたことや、松本の二男が、その幹部構成員等に自らの意向等を伝達し、合同会議を通じて当該意向等に沿った決定が行われていたことといった活動実態があった。それにもかかわらず、役職員及び構成員である松本の二男及び松本の妻の氏名、住所及び役職名の不報告により、長期間にわたり、このような活動実態が明らかにならなかった。そして、令和７年９月決定の理由中において、松本の二男及び松本の妻が、いずれも被請求団体の役職員であり構成員であると認定されたにもかかわらず、本件各報告においても、不報告が続いている。

また、20歳未満の構成員及び在家構成員についても、未特定の構成員の中に、無差別大量殺人行為に関連する属性を有している者が存在するのか否かを把握することが困難になっている。とりわけ、在家構成員については、２月報告書までは、空欄とはいえ一覧表の形式がとられていたことにより、不報告となった在家構成員の数を把握する端緒が存在していたものの、５月報告書においては、一切の記載がなされていない。